

事務連絡
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域において、新たに個人タクシーの営業が可能となる地域の公示手順等について

個人タクシーの営業区域については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」により地方運輸局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方運輸局長等」という。）が公示しているところである。

今般、同通達の一部改正を行い、人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域においても、地方運輸局長等が、地域の実情を勘案して、必要と認めた場合については、個人タクシーの許可又は事業計画の変更の認可ができることとしたところである。については、新たに個人タクシーの営業が可能となる地域の公示手順等を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 地方運輸局長等が、地域の実情を勘案して、人口が概ね30万人以上の都市が含まれない営業区域において、新たに個人タクシーの営業が可能となる地域を公示するための手順を以下のとおり示す。
 - ① 地方運輸局長等が新たに公示し得る個人タクシーの営業が可能な地域として、管内にある全ての営業区域から既存の個人タクシー営業区域、特定地域及び準特定地域を除いた地域を抽出する。
 - ② 地方部における個人タクシーの参入に当たっては、地域の実情を勘案する必要があるため、地方運輸局長等は、地域公共交通会議の議論や自治体からの要請等を踏まえて、①で抽出した各地域について、個人タクシーが必要であるかどうかを個別に判断する。
 - ③ ②を踏まえて地方運輸局長等は、新たに個人タクシーの営業が可能となる営業区域について公示する。

2. 地方運輸局長等は、許可又は認可を受けた個人タクシー事業者が地域交通のコミュニティに参画することを促進するとともに、地域における移動の足を担うことに対する個人タクシー事業者の当事者意識を醸成するために、以下のいずれかの措置を講ずることとする。

- ① 個人タクシー事業者に対する地域公共交通会議をはじめとした地方公共団体と関わる場への参画要請
 - ② 地方公共団体交通部局に対する個人タクシー事業者情報の提供
- なお、②については、個人情報の第三者提供に該当するため、情報の提供に当たっては、当該個人タクシー事業者の同意を得ること。